

鳥取市公衆浴場確保対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥取市は、公衆浴場の経営の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保するため予算の範囲内において公衆浴場の経営者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金について物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場をいう。

(補助対象事業)

第3条 第1条に規定する補助金（以下「本補助金」という。）の交付の対象となる事業は、公衆浴場の運営に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、公衆浴場の経営者であって、本補助金の交付の申請をした日に納期が到来している、次に掲げる国税及び市税等を完納しているものとする。

- (1) 国税
- (2) 市民税（個人・法人）
- (3) 固定資産税
- (4) 下水道使用料

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、次の各号に掲げる経費を対象としてそれぞれ当該各号に規定する額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、年度の途中において特別の理由がなく休業又は廃業した場合並びに年度中の営業日数が200日未満の公衆浴場、飲食店、宿泊施設、娯楽施設等のレジャー目的施設が併設されている公衆浴場及び地域の共同運営等により主として当該地域の住民の共同浴場としての用に供されている公衆浴場については、本補助金は交付しない。

- (1) 公衆浴場の運営に係る経費 当該経費の額（1浴場当たり500,000円を限度とする。）
- (2) 省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費 当該経費の額（1浴場当たり2,000,000円を限度とし、1年度に1回限りとする。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）

(補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書は、前条第1号に掲げる経費に対する申請にあつては、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2号に掲げる経費にかかる事業について、やむを得ない事情により本補助金の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、様式第5号を市長に提出しなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、前条第1号に掲げる経費にかかる申請にあつてはそれぞれ様式第2号から様式第4号に、前条第2号に掲げる経費にかかる申請にあつてはそれぞれ様式第2号から様式第5号によるものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

- 第10条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、交付決定を受けた年度の翌年度4月10日までに市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 3 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、本補助金に係る仕入税額控除相当額を市に返還しなければならない。
 - 4 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、第5条第1号に掲げる経費にかかる実績報告にあつてはそれぞれ様式第2号及び様式第3号に、第5条第2号に掲げる経費にかかる実績報告にあつてはそれぞれ様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、本補助金の交付を決定する場合において、第5条ただし書の規定に該当するに至った公衆浴場に対しては、その交付の決定を取り消すとともに、既に本補助金が交付されているときは、その返還を命ずる旨の条件を付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年8月8日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和54年4月1日改正)

昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和55年4月1日改正)

昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和56年4月1日改正)

昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和57年4月1日改正)

昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日改正)

昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和59年4月1日改正)

昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和60年4月1日改正)

昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成4年12月1日改正)

平成4年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成5年12月7日改正)

平成5年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成7年4月1日改正)

平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月15日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
(鳥取市公衆浴場運営費補助金交付要綱の廃止)
- 2 鳥取市公衆浴場運営費補助金交付要綱(平成7年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

〇〇年度鳥取市公衆浴場確保対策費仕入控除税額確定報告書

鳥取市公衆浴場確保対策補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の確定額及び補助対象経費の額 | | |
| | (1) 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | | |
| | $(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$ | 金 | 円 |

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第2号（第6条、第10条関係）

〇〇年度鳥取市公衆浴場確保対策事業計画（報告）書

浴場名 _____
代表者氏名 _____

1 公衆浴場確保対策運営補助事業計画（実績）

営業日数

営業月	営業日数	営業月	営業日数
4月	日	10月	日
5月	日	11月	日
6月	日	12月	日
7月	日	1月	日
8月	日	2月	日
9月	日	3月	日
年間営業日数			日

* 上記の日数がわかる資料の添付をお願いします。

2 公衆浴場確保対策利用者促進事業計画（実績）

年間事業実績及び所要経費

実施日	事業名	事業内容

様式第3号（第6条、第10条関係）

〇〇年度鳥取市公衆浴場確保対策事業収支予算（決算）書

浴場名 _____

代表者氏名 _____

1 収入の部

項目	金額（円）	備考
年間運営費補助金		} 市補助金
省エネ対策事業補助金		
原油高騰対策補助金		
入浴料		
合計		

2 支出の部

項目	金額（円）	備考
合計		

※ 省エネ対策事業所要経費を含む。

（収入）

円—（支出）

円＝

円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
浴場名
代表者氏名 ⑩
(自署の場合は押印不要)

市 税 等 納 付 状 況 確 認 同 意 書

私は、鳥取市公衆浴場確保対策補助金の交付申請に伴い、私及び経営する公衆浴場の市税等（市民税（個人・法人）・固定資産税・下水道使用料）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第5号（第6条、第10条関係）

（ ） 導入による燃料費・光熱費等の削減計画（報告）について

年 月 日

1 公衆浴場の概要

名称

所在地

代表者の住所・氏名

2 導入する機器・設備の内容及び期待される省エネルギー効果

導入する機器・設備	期待される省エネルギー効果	備考

3 機器・設備の導入にかかる経費

（単位：円）

機器・設備の種類	型式	数量	事業費 （うち補助対象外経費）	備考
合 計				

4 導入前後光熱水使用量比較表

(単位：)

使用量 ()	年度 【設備導入前】		年度 【設備導入後】		差し引き C = A - B	削減率 C / A (%)
	使用量 A	営業日数 (日)	使用量 B	営業日数 (日)		
使用月	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	合計					

(※ 年度の 月の値は見込み。)

様式第6号（第6条関係）

公衆浴場確保対策補助金省エネ設備改修補助金

交付決定前に着手となった理由書

年 月 日

浴場名	
改修設備内容	

○補助金交付決定前に着手となった理由

--

○設備改修によって見込まれる省エネ効果

--

※改修した場所の写真（改修前・改修後）、改修した設備の詳細が分かるもの等も併せて提出してください。

本補助金の交付決定がなされない場合又は交付決定の額が申請額に満たない場合であっても異議はありません。

代表者氏名 _____ 印 （自書の場合は押印不要）